

令和 5 年 9 月 13 日
海 事 局**国際的な船舶の安全・環境対策及び寄港国検査（PSC）における日韓の更なる連携強化
～第 22 回「日韓検査課長会議」を韓国・釜山で開催～**

国土交通省海事局（団長：中村安全技術調査官）は、令和 5 年 9 月 7 日（木）、韓国海洋漁業省海上安全局（団長：Mr. Choi Seong-Yong 海事安全政策課長）との間で第 22 回「日韓検査課長会議」を韓国・釜山で開催しました。今回の会議では、日韓両国間で、代替燃料を使用する船舶の安全基準や船舶からの GHG 削減等といった国際的に重要な船舶の安全・環境対策について意見交換及び情報共有を行うとともに、両国の寄港国検査（PSC）における連携の強化及び技術交流の促進等が合意されました。

この「日韓検査課長会議」は、国際的な船舶の安全確保及び海洋環境保護に関する条約、基準等の策定や、PSC における協力関係の構築・維持のために、平成 8 年（1996 年）に韓国・ソウルで第 1 回会議を開催して以来、原則として毎年、日韓の間で交互に開催しています。なお、新型コロナウイルス感染拡大等の影響から、今回は約 5 年ぶりの開催となりました。

今回の会議の主な成果は、次のとおりです。

1. 国際的な船舶の安全・環境対策（代替燃料を使用する船舶の安全対策、コンテナ船・自動車運搬船の火災対策、船舶からの GHG 排出削減に向けた更なる対策等）や小型旅客船の安全対策について意見交換及び情報共有を行い、今後も両国で連携していくことを確認した。
2. PSC における連携の強化及び技術交流の促進に合意した。

個別の内容については、別紙をご参照ください。



第 22 回「日韓検査課長会議」の様子

問い合わせ先：国土交通省海事局

（全般及び安全関係）安全政策課船舶安全基準室 齋藤

03-5253-8111（43-562）（直通）03-5253-8631

（海洋環境関係）海洋・環境政策課環境涉外室 羽田

03-5253-8111（43-926）（直通）03-5253-8118

（小型旅客船の安全対策関係）検査測度課 平島

03-5253-8111（44-152）（直通）03-5253-8639

（PSC 関係）総務課外国船舶監督業務調整室 吉田

03-5253-8111（43-178）（直通）03-5253-8639



<個別の内容>

(1) 国際的な船舶の安全対策

両国は、来年1月に国際海事機関（IMO）にて議論が開始される20,000総トン数以上のタンカー以外の船舶に非常用曳航設備の設置が義務化される議題について、両国が緊密に連携して取り組むことを確認しました。

また、両国は、水素・アンモニア燃料の使用に関するガイドラインの策定に関して、早期のガイドラインの策定の必要性を認識し、それぞれの燃料の特性とリスクを十分に考慮した上で、今後のIMOでの議論に対応するべく、両国が引き続き対話を行いながら協力関係を構築していくことを確認しました。

さらに、両国は、来年3月よりIMOで議論が開始される電気自動車等を運搬する自動車運搬船の火災リスクに係る検討議題について、両国間での意見交換及び情報共有を密にし、当該議題への対応を検討していくことを確認しました。

(2) 国際的な環境対策

両国は、本年7月にIMOが国際海運からの世界共通の温室効果ガス（GHG）削減目標等を盛り込んだ「2023 IMO GHG 削減戦略」を採択したことを踏まえ、当該目標達成のために導入される更なる対策（中期対策）について、今後のIMOでの議論において引き続き両国が連携して取り組むことを確認しました。また、我が国より、我が国が従前よりIMOに提案してきた、化石燃料船に対して課金（fee）しゼロエミッション船に対して還付（rebate）を行う課金・還付（feebate）制度について説明し、ゼロエミッション船の導入に向けたインセンティブの必要性について韓国側の理解を得ました。

両国は、IMOで検討されている海洋汚染の防止に係るルール作りについて、IMOにおいて連携して取り組むことを確認しました。具体的な内容は以下のとおりです。

- バラスト水管理条約の改正に関して、バラスト水処理装置メーカーが技術開発を行いやすい環境を構築するため、型式承認を取得済みのバラスト水処理装置の設計変更に対する手続きの合理化の必要性について認識を共有し、IMOへの提案に向けて両国が連携して取り組むことを確認しました。
- 排ガス洗浄装置からの排水に関して、科学的根拠に基づかない地域規制の乱立を防止するため、領海内に規制を導入しようとする国は「排ガス洗浄装置からの排水のリスク及びインパクトの評価に係るガイドライン」に沿った評価を実施すること、及び、排他的経済水域に規制を導入しようとする国はIMOを通じて協議を行うことが必要である旨認識を共有し、今後のIMOの議論で連携して対応することを確認しました。
- 汚水処理装置に係るMARPOL条約附属書IV改正案について、国際海運に過度な負担を課す規制を回避するため、既存船に搭載された型式承認取得済みの汚水処理装置からの処理水に対する追加の排水基準の策定は回避すべきである旨認識を共有し、今後のIMOの議論で連携して対応することを確認しました。

(3) PSC 関係

両国のPSCに関する連携強化の重要性について確認するとともに、相互の検査技術向上、判断基準の標準化、情報交換等を進めていくため、新型コロナウイルス感染症の影響により中断していたそれぞれの国のPSC検査への同行や検査内容の意見交換等、PSC実務担当者の相互交流を再開することに合意しました。

(4) 小型旅客船の安全対策関係

2022年4月に発生した北海道知床半島沖での小型旅客船の海難事故を踏まえて講じた、小型旅客船に対する安全基準の改正・検査強化のための取組内容に関して紹介したところ、韓国代

表団からは我が国からの説明に謝意が示されました。また、旅客船の安全に関して、今後も両国で情報交換を行っていくことに合意しました。

(5) 船級協会関係

今回の会議には、両国の船級協会である日本海事協会と韓国船級協会からも代表者が参加し、その活動状況に関する報告が行われました。